

今のうちから年末調整の準備をしておくことをお勧めします。

平成27年分の扶養控除等申告書は全員分そろっていますでしょうか。特に、年の途中で入社された方の分は忘れやすいので確認をしてみてください。既に保険料の控除証明書が保険会社から届いている方もいらっしゃると思います。ご自身の分の証明書の保管を行うと共に、従業員に保管を呼び掛けることも大切です。早いうちから事業主様が、預かるようにしておくこともお勧めの方法です。

### 住宅取得資金の非課税贈与（田中）

直系尊属（父母・祖父母）から住宅取得のために金銭の贈与を受けた場合には一定の要件を満たせば非課税となります。

しかし、この一定の要件の一つに贈与を受ける人の所得が2,000万円以下であるという要件がありますが、見落とされがちですので、ご注意ください。

また、この制度は翌年以降の贈与でも適用がありますが、非課税限度額が27年中であれば1,000万円（良質な家屋の場合は1,500万円）なのですが、来年は700万円（良質な家屋の場合1,200万円）に引き下げられます。今年中に適用できるのであれば急がれた方がよいでしょう。

しかし、適用要件に28年3月15日までに家が完成している必要がありますので、ご注意ください。

また、住宅に関する贈与の非課税特例として配偶者への贈与があります。

婚姻期間が20年を超える夫婦間での贈与で、2,000万円までが非課税となります。

相続税の節税を考えるのであれば、二世帯住宅を奥様とお子様の名義で新築されてはいかがでしょうか。

3,500万円の贈与が非課税で行えます。

### クラウドファンディング（柏田）

クラウドファンディングは、事業者と一般の出資者をインターネットで結びつけ不特定多数から少額ずつ事業資金を集める仕組みで、技術やアイデアを事業化する新しい資金調達の一つとして様々な分野で活用されています。クラウドファンディングには出資者に対するリターンの形態により、リターンのない「寄付型」、金銭的リターンを伴う「投資型（貸付型・ファンド型・株式型）」、プロジェクトが提供するサービスや物品を購入することで支援を行う「購入型」があります。

2014年5月に成立した改正金融商品取引法が2015年施行され、従来事実上禁止されていた「株式型」（出資の引き換えに未上場株を渡す）が解禁されるとともに「貸付型」「ファンド型」も小額のものも取扱業者の参入を容易にする決定がなされています。今後は新規参入の業者も増え、株式型、ファンド型等幅広い「金融型」クラウドファンディングを中心とした市場のさらなる活性化が期待されます。

日本の同市場では「貸付型＝ソーシャルレンディング」が最もその利用額が大きく、最大の事業者「maneo」では3時間で3億円が集まるようなビジネスモデルが紹介されています。

大阪商工会議所では、クラウドファンディングを利用して資金調達を実現させたい事業者むけの相談窓口が設けられていますので、ご興味のある経営者はぜひ相談をしてみてください。